

発明振興法

1994.03.24 法律第 4757 号	2006.12.28 法律第 8108 号	一部改正 2013.07.30 法律第 11960 号
1995.11.22 法律第 4977 号	2007.04.11 法律第 8357 号	一部改正 2015.05.18 法律第 13309 号
1997.12.13 法律第 5453 号	(全部改正)	他法改正 2016.01.27 法律第 13817 号
1997.12.13 法律第 5454 号	2007.08.03 法律第 8601 号	一部改正 2016.01.27 法律第 13842 号
1998.09.23 法律第 5577 号	2008.02.29 法律第 8852 号	一部改正 2016.12.02 法律第 14370 号
1999.02.05 法律第 5790 号	2009.01.30 法律第 9369 号	他法改正 2017.03.14 法律第 14590 号
1999.02.08 法律第 5825 号	2009.01.30 法律第 9401 号	一部改正 2017.03.21 法律第 14687 号
1999.09.07 法律第 6024 号	2009.03.18 法律第 9509 号	一部改正 2017.11.28 法律第 15091 号
2001.02.03 法律第 6422 号	2009.05.21 法律第 9685 号	他法改正 2018.12.31 法律第 16172 号
2001.12.31 法律第 6590 号	2010.01.27 法律第 9986 号	一部改正 2019.04.23 法律第 16361 号
2002.12.05 法律第 6752 号	2010.06.08 法律第 10357 号	他法改正 2019.11.26 法律第 16652 号
2004.01.29 法律第 7120 号	2011.03.29 法律第 10465 号	一部改正 2020.02.04 法律第 16938 号
2004.12.31 法律第 7289 号	2011.03.30 法律第 10489 号	一部改正 2020.10.20 法律第 17527 号
2005.12.29 法律第 7796 号	2013.03.22 法律第 11661 号	一部改正 2021.04.20 法律第 18094 号
2006.03.03 法律第 7869 号	2013.03.23 法律第 11690 号	

第 1 章 総 則

第 1 条(目的) この法は、発明を奨励し発明の迅速で効率的な権利化と事業化を促進することにより産業の技術競争力を高め、さらには国民経済発展に貢献することを目的とする。

第 2 条(定義) この法で使用する用語の定義は、次の通りである。

1. “発明”とは、「特許法」・「実用新案法」または「デザイン保護法」により保護対象となる発明、考案及び創作をいう。
2. “職務発明”とは、従業員、法人の役員または公務員(以下“従業員等”という)がその職務に関して発明したものが性質上使用者・法人または国家若しくは地方自治体(以下“使用者等”という)の業務範囲に属しその発明をするようになった行為が従業員等の現在または過去の職務に属する発明をいう。
3. “個人発明家”とは、職務発明以外の発明をした者をいう。
4. “産業財産権”とは、「特許法」・「実用新案法」・「デザイン保護法」または「商標法」によって登録された特許権、実用新案権、デザイン権及び商標権をいう。
5. “特許管理専担部署”とは、使用者等で産業財産権に関する企画、調査及び管理等の業務を担当する部署をいう。
- 5 の 2. “公益弁理士”とは、第 26 条の 2 によって設置された公益弁理士特許相談センターで業務を遂行する弁理士をいう。
6. “産業財産権診断”とは、発明および産業財産権に対する総合的な 動向調査と分析を実施し、研究開発または事

業化の方向と戦略等を提示することをいう。

7. “産業財産権情報”とは、産業財産権の権利化過程または産業財産権に対する調査・分析等の過程で生成される資料をいう。

8. “産業財産権情報化”とは、国家及び民間の研究開発の効率性を高め、研究開発成果の迅速な権利化を支援するために産業財産権情報を体系的に生産・管理・提供及び活用することをいう。

9. “産業財産権サービス業”とは、産業財産権の創出・保護・活用を支援する、次の各目のサービス業をいう。

イ. 産業財産権情報を収集・分析・加工・翻訳・流通又は管理したり、これに関連するソフトウェア又はシステムを開発したり、構築する業(以下“産業財産権情報サービス業”という。)

ロ. 「弁理士法」第2条で規定する業

ハ. 産業財産権の経済的価値及び技術的優秀性を価額・等級又は点数等で評価する業

ニ. 産業財産権の譲渡又は実施権の設定・許諾等、産業財産権の取引行為を仲介・斡旋する業

ホ. その他に大統領令で定める業

10. “産業財産権サービス事業者”とは、産業財産権サービス業を営む者をいう。

第3条(発明振興総合施策) ①政府は、毎年発明の振興のための総合施策(以下“発明振興総合施策”という)を樹立・施行しなければならない。

②第1項の発明振興総合施策には、次の各号の事項が含まれなければならない。

1. 国民の発明に対する認識向上
2. 発明活動の振作と発明成果の権利化促進
3. 優秀発明の移転斡旋及び事業化促進
4. その他発明振興のために必要な事項

第4条(発明振興補助金の支給等) ①政府は、発明振興のために予算の範囲内で次の各号のいずれか一つに該当する者に補助金を支給することができる。

1. 発明者とその承継人
2. 発明の研究若しくは振興事業を遂行する個人または団体

②第1項の規定による補助金の支給対象事業、交付申請及び管理等に必要な事項は、大統領令で定める。

第5条(発明の日) 政府は、国民に発明の重要性を認識させ発明意欲を引き立てるために毎年5月19日を発明の日に定めて発明振興のための記念行事を開催する。

第2章 発明の振興

第1節 発明に対する認識の向上

第6条(発明に対する認識向上と発明活動の促進) 特許庁長は、発明に対する国民の認識向上と発明活動の促進のために次の各号の事業を行う。

1. 発明奨励行事の開催

2. 学生・女性及び社会的弱者の発明活動の促進
3. 優秀発明品に対する展示会の開催と優秀発明者に対する海外展示会の参加支援
4. 発明活動に対する産業財産権情報等の支援
5. 発明と産業財産権に対する教育及び研修
6. 発明有功者及び優秀発明の発掘及び褒賞
7. その他発明に対する国民の認識向上と発明活動の促進のために必要な事業

第7条(学生発明活動の促進) 削除

第8条(女性発明活動の促進) ①政府は、女性の発明に対する創意力を開発して優秀な女性発明人力を育成するための支援施策を樹立・施行しなければならない。

②第1項の規定による施策には、次の各号の事項が含まれなければならない。

1. 女性発明人に対する産業財産権に関する教育
2. 女性発明の事業化
3. 女性発明振興行事の開催等女性の発明を振興するために必要な事項

第8条の2(社会的弱者の発明活動促進) ①政府は、社会的弱者の発明活動を促進するための支援施策を樹立・施行しなければならない。

②第1項による支援施策には、次の各号の事項が含まれなければならない。

1. 社会的弱者に対する産業財産権情報等の支援
2. 社会的弱者の発明促進のための弁理サービスの支援
3. 社会的弱者の産業財産権保護

第9条(発明教育センターの設置・運営) 削除

第2節 職務発明の活性化

第9条の2(研究ノートの活用促進) ①特許庁長は「科学技術基本法」の規定による国家研究開発事業の遂行過程で研究過程及び研究成果を記録した資料(以下“研究ノート”という。)の活用を促進するために次の各号の事業をすることができる。この場合、関係中央行政機関の長と協議しなければならない。

1. 研究ノートに対する認識を高めるための広報
2. 研究ノートの作成・管理及び使用等のための教育
3. 書面研究ノートの普及及び電子研究ノートのシステム構築支援
4. その他に研究ノート活用を促進するために必要な事業

②特許庁長は専門機関又は団体を指定して第1項の規定による事業を代行してすることができる。この場合、その事業に必要な費用の全部又は一部を支援することができる。

③第2項の規定による専門機関又は団体を指定するための基準及び手続は大統領令で定める。

④特許庁長は第2項の規定により指定された専門機関又は団体が次の各号のいずれかに該当するならば、その指

定を取消したり、6ヶ月以内の期間を定めてその業務又は事業の停止を命ずることができる。ただし、第1号に該当するならば、その指定を取消さなければならない。

1. 虚偽やその他の不正な方法で指定を受けた場合
2. 業務又は事業を遂行する能力を喪失した場合
3. 第3項の規定による指定基準に達しない場合

⑤第4項の規定による行政処分の細部基準は、その事由と違反の程度を考慮し、大統領令で定める。

第10条(職務発明) ①職務発明に対して従業員等が特許、実用新案登録、デザイン登録(以下“特許等”という)を受ける、または特許等を受けることができる権利を承継した者が特許等を受けると、使用者等はその特許権、実用新案権、デザイン権(以下“特許権等”という)に対して通常実施権を有する。ただし、使用者等が「中小企業基本法」第2条の規定による中小企業ではない企業である場合、従業員等との協議を経て、予め次の各号のいずれかに該当する契約又は勤務規定を、締結又は作成していない場合にはこの限りではない。

1. 従業員等の職務発明に対し、使用者等に特許等を受けることができる権利や特許権等を承継させる契約又は勤務規定
2. 従業員等の職務発明に対し、使用者等のために専用実施権を設定するようにする契約又は勤務規定

②第1項にかかわらず公務員、または国家や地方自治体に所属されているが公務員でない者(以下「公務員等」という。)の職務発明に対する権利は国家若しくは地方自治体が承継することができ、国家若しくは地方自治体が承継した公務員等の職務発明に対する特許権等は国有若しくは共有とする。但し、「高等教育法」第3条による国・公立学校(以下“国・公立学校”という)教職員の職務発明に対する権利は、「技術の移伝及び事業家促進に関する法律」第11条第1項後段による専担組織(以下“専担組織”という)が承継することができ、専担組織が承継した国・公立学校教職員の職務発明に対する特許権等はその専担組織の所有とする。

③職務発明以外の従業員等の発明に対して予め使用者等に特許等を受けることができる権利若しくは特許権等を承継させ、または使用者等のために専用実施権を設定するようにする契約若しくは勤務規定の条項は無効とする。

④第2項によって国有となった特許権等の処分及び管理(特許権等の放棄を含む)は、「国有財産法」第8条の規定にかかわらず特許庁長がこれを管掌し、その処分及び管理に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第10条の2(公務員等の職務発明処分の特例) 「国有財産法」第65条の11第2項ただし書にかかわらず、特許庁長が定めて告示する場合には、第10条第2項により国有とされた特許権等に関する専用実施権の設定を一度以上更新することができる。

第11条(職務発明補償制度の実施と支援施策) ①政府は、従業員等の職務発明を奨励するために職務発明補償制度等の実施に関する支援施策を樹立・施行しなければならない。

②第1項による支援施策には、次の各号の内容が含まなければならない。

1. 標準となる補償規定の作成及び普及
2. 補償と関連された紛争を予防及び解決するための合理的な手続き規定の作成及び普及
3. 職務発明補償制度の実施・運営に関する相談等の支援

③政府は、職務発明に対する補償を実施する使用者等に対しては、第3章及び第4章による発明の権利化と事業化を促進するための措置を先に行わなければならない。

第 11 条の 2(職務発明補償優秀企業に対する支援) ①政府は第 11 条第 1 項の規定による職務発明補償制度の活性化のため、職務発明補償優秀企業を選定し必要な支援をすることができる。

②第 1 項の規定による優秀企業の選定基準と手続及び支援内容に関する事項は、大統領令で定める。

第 12 条(職務発明完成事実の通知) 従業員等が職務発明を完成した場合には、遅滞なくその事実を使用者等に文書で知らせなければならない。2 人以上の従業員等が共同で職務発明を完成した場合には、共同で知らせなければならない。

第 13 条(承継可否の通知) ①第 12 条によって通知を受けた**使用者等**は、大統領令が定める期間にその発明に対する権利の承継可否を従業員等に文書で知らせなければならない。但し、予め**使用者等(国家や地方自治体は除く。以下この項で同じ。)**に特許等を受けることができる権利若しくは特許権等を承継させ、または使用者等のために専用実施権を設定するようにする契約若しくは勤務規定がない場合には、使用者等が従業員等の意思に異なってその発明に対する権利の承継を主張することができない。

②第 1 項による期間に使用者等がその発明に対する権利の承継意思を知らせた時には、その時からその発明に対する権利は使用者等に承継されたものとみなす。

③使用者等が第 1 項による期間に承継可否を知らせなかった場合には、使用者等はその発明に対する権利の承継を放棄したものとみなす。この場合、使用者等は第 10 条第 1 項にもかかわらずその発明をした従業員等の同意を得ずには通常実施権を有することができない。

第 14 条(共同発明に対する権利の承継) 従業員等の職務発明が第 3 者と共同で行われた場合、契約若しくは勤務規定によって使用者等がその発明に対する権利を承継すると、使用者等はその発明に対して従業員等が有する権利の持ち分を有する。

第 15 条(職務発明に対する補償) ①従業員等は、職務発明に対して特許等を受けることができる権利若しくは特許権等を契約若しくは勤務規定によって使用者等に承継するようにし、または専用実施権を設定した場合には正当な補償を受ける権利を有する。

②使用者等は第 1 項の規定による補償に対し、補償形態と補償額を決定するための基準、支給方法等が明示された補償規定を作成し、従業員等に文書で知らせなければならない。

③使用者等は第 2 項の規定による補償規定の作成又は変更に関して従業員等と協議しなければならない。ただし、補償規定を従業員等に不利に変更する場合には、該当契約又は規定の適用を受ける従業員等の過半数の同意を受けなければならない。

④使用者等は第 1 項の規定による、補償を受ける従業員等に第 2 項の規定による補償規定に基づいて決定された補償額等補償の具体的事項を文書で知らせなければならない。

⑤使用者等が第 3 項の規定により協議しなければならない、または同意を受けなければならない従業員等の範囲、手続等の必要な事項は大統領令で定める。

⑥使用者等が第 2 項から第 4 項までの規定に基づいて従業員等に補償した場合には、正当な補償をしたものとみなす。ただし、その補償額が職務発明によって使用者等が得る利益と、その発明の完成に使用者等と従業員等が貢献した程度を考慮していない場合にはこの限りでない。

⑦公務員等の職務発明に対して第10条第2項によって国家若しくは地方自治体がその権利を承継した場合には、正当な補償をしなければならない。この場合補償金の支給に関して必要な事項は、大統領令若しくは条例で定める。

第16条(出願留保時の補償) 使用者等は、職務発明に対する権利を承継した後出願せず、または出願を放棄または取下げする場合にも、第15条によって正当な補償をしなければならない。この場合、その発明に対する補償額を決めるときには、その発明が産業財産権に保護されていたならば従業員等が受けることができた経済的利益を考慮しなければならない。

第16条の2(承継した権利の放棄および従業員等の譲受け) ①「技術の移転および事業化の促進に関する法律」第2条第6号による公共研究機関(以下この条において「公共研究機関」という。)が国内または海外で職務発明に対して特許等を受けることができる権利または特許権等(以下「職務発明に対する権利」という。)を従業員等から承継した後、これを放棄する場合、該当職務発明を完成した全ての従業員等は、その職務発明に対する権利を譲り受けることができる。

②第1項にかかわらず、公共研究機関の長は大統領令で定めるところにより、公共の利益のために特別に職務発明に対する権利を放棄する必要があると認める場合には、その権利を従業員等に譲渡しないことができる。この場合、公共研究機関の長は、第3項の期間内に従業員等に、その事由を具体的に知らせなければならない。

③第1項により、職務発明に対する権利を放棄しようとする公共研究機関の長は、大統領令で定める期間内に該当職務発明を完成させた全ての従業員等にその事実を通知しなければならない。

④第3項による通知を受けた従業員等は、職務発明に対する権利を譲り受けようとする場合、通知を受けた日から大統領令で定める期間内に、職務発明に対する権利の譲受けの意思を公共研究機関の長に文書で知らせなければならない。

⑤第4項により、従業員等が職務発明に対する権利の譲受けの意思を知らせた場合、第4項の期間が終わった日の次の日から、その権利が従業員等に譲渡されたものとみなす。この場合、公共研究機関が職務発明に対する権利を第三者と共有した場合には、公共研究機関の長が他の共有者すべての同意を得たときに限り、その権利が譲渡されたものとみなす。

⑥第4項により、職務発明に対する権利の譲受けの意思を知らせた従業員等が2名以上の場合には、その権利を共有する。

⑦公共研究機関の長と従業員等は、公共研究機関が職務発明に対する権利を継続維持するための費用を従業員等が一部負担する代わりに、職務発明に対する従業員等の補償を調整する方案を第3項の期間内に相互協議することができる。

⑧公共研究機関の長は、第5項前段により職務発明に対する権利が従業員等に譲渡されたものとみなす日以後、その権利に関連して発生する費用(税金を含む)を従業員等に請求することができる。

第17条(職務発明審議委員会の運営等) ①使用者等は、従業員等の職務発明に関する次の各号の事項を審議するために職務発明審議委員会(以下“審議委員会”という。)を設置・運営することができる。

1. 職務発明に関する規程の作成・変更及び運用に関する事項
2. 職務発明に対する権利及び補償等に関する従業員等と使用者等の異見調整に関する事項
3. その他職務発明と関連して必要な事項

②審議委員会は使用者等と従業者等(法人の役員は除く)を各々代表する同じ数の委員で構成し、必要な場合には関

連分野の専門家を諮問委員に委嘱することができる。

③その他に審議委員会の構成及び運営に必要な事項は大統領令で定める。

第 18 条(職務発明関連紛争の調整等) ①従業員等は次の各号のいずれかに該当する場合、使用者等に審議委員会を構成し、審議するよう要求することができる。

1. 職務発明であるかどうかに関して、使用者等と異見がある場合
2. 使用者等が第 10 条第 3 項に違反し、従業員等の意思と異なる職務発明以外の発明に対する権利の承継又は専用実施権の設定を主張する場合
3. 使用者等が第 13 条第 1 項に違反し、従業員等の意思と異なる職務発明に対する権利の承継又は専用実施権の設定を主張する場合
4. 使用者等が第 10 条第 1 項のただし書又は第 13 条第 3 項に違反し、通常実施権を主張する場合
5. 使用者等が提示した補償規定に異見がある場合
6. 使用者等との協議又は同意手続に異見がある場合
7. 使用者等が第 15 条第 4 項の規定により、通知した補償額等、補償の具体的事項に異見がある場合
8. 使用者等が第 15 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づいて従業員等に補償しない場合
9. その他に職務発明に対する権利及び補償等に関して使用者等と従業員等の間で異見がある場合

②第 1 項の規定による権利は第 1 項各号の事由が発生した日から 30 日以内に行使しなければならない。ただし、第 1 項第 7 号の場合には、従業員等が通知を受けた日から 30 日以内に行使しなければならない。

③使用者等は第 1 項の規定による要求を受けた場合に、60 日以内に審議委員会を構成し、審議するようにしなければならない。この場合、審議委員会には職務発明関連分野の専門家である諮問委員が 1 名以上含まれるようにしなければならない。

④第 3 項の規定による審議委員会は審議の結果を使用者等と従業員等に遅滞なく書面で通知しなければならない。

⑤政府は使用者等の要請に応じ、関連分野の専門家を第 3 項の規定による諮問委員として派遣することができ、これに必要な事項は大統領令で定める。

⑥第 3 項の規定による審議委員会の審議結果に不服とする使用者等又は従業員等は第 41 条の規定による産業財産権紛争調停委員会に調停を申請することができる。

第 19 条(秘密維持の義務) ①従業員等は、使用者等が職務発明を出願するまでその発明の内容に関する秘密を維持しなければならない。但し、使用者等が承継しないことに確定された時にはこの限りでない。

②第 18 条第 3 項の規定により諮問委員として審議委員会に参加する、または参加した者は職務上の知り得た職務発明に関する内容を他の者に漏らしてはならない。

第 3 節 産業財産権情報の提供及び活用促進

第 20 条(産業財産権情報化推進計画の樹立等) ①特許庁長は産業財産権情報化を効率的で体系的に推進するために、産業財産権情報化推進計画(以下“推進計画”という)を樹立・施行しなければならない。

②推進計画には、次の各号の事項が含まなければならない。

1. 産業財産権情報の生産及び管理
2. 産業財産権情報の提供及び活用促進
- 2の2. 産業財産権情報システムの構築および運営
3. 産業財産権情報サービス業の育成
4. 産業財産権情報に関する国際協力
5. その他産業財産権情報化に関連する事項

③特許庁長は、推進計画の円滑な施行のために毎年産業財産権情報化施行計画(以下“施行計画”という)を樹立・施行しなければならない。

④施行計画の樹立及び施行に必要な事項は、大統領令で定める。

第20条の2(産業財産権情報の提供) ①特許庁長は、産業財産権情報を利用しようとする者に「特許法」等関連法令が許容する範囲で産業財産権情報を提供することができる。この場合、大統領令で定めるところによって「個人情報保護法」による個人情報の提供を制限することができる。

②特許庁長は、第1項による情報利用者に大統領令で定めるところによって手数料を受けることができる。

第20条の3(産業財産権情報化専門機関) ①特許庁長は専門機関又は団体を産業財産権情報化専門機関(以下“情報化専門機関”という。)として指定し、第20条第2項各号の規定による産業財産権情報化に関する業務を代行させることができる。

②第1項の規定による情報化専門機関を指定するための基準及び手続は大統領令で定める。

③第1項の規定による情報化専門機関の指定取消又は業務停止に関しては、第9条の2第4項及び第5項を準用する。

④情報化専門機関は、第1項の規定による業務を遂行するために、必要な範囲で収益事業をすることができる。

⑤政府は、第1項の規定により指定された情報化専門機関の設立・運営または事業遂行に必要な経費の全部または一部を大統領令で定めるところにより、出捐することができる。

第20条の4(産業財産権情報化研究開発の支援) ①政府は、産業財産権情報の提供及び活用と関連した技術及びソフトウェアについての研究開発を促進することができるように努力しなければならない。

②政府は、第1項による研究開発を遂行する者にその使用される資金の全部または一部を支援することができる。

第20条の5(研究開発成果の民間移転) 政府は、第20条の4によって遂行された研究開発成果(研究開発結果物及び研究開発を遂行する過程で投入され、又は生成された研究機資材・材料・物品等をいう)が民間部門に円滑に移転されることできるように努力しなければならない。

第20条の6(産業財産権活動等に対する実態調査) ①政府は、産業財産権および「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第2号の規定による営業秘密(以下“営業秘密”という。)と関連する知識財産活動全般に関する実態を把握するために、大学・研究機関および企業等を対象に実態調査を毎年実施しなければならない。

②特許庁長は、第1項の規定による実態調査を、知識財産に関する調査業務の専門性があると認められる機関または団体として、大統領令で定める機関または団体に委託することができる。

③第1項の規定による実態調査の内容および方法等に必要な事項は、大統領令で定める。

第 20 条の 7 削除

第 20 条の 8(産業財産権統計と指標の調査・分析) ①政府は、産業財産権関連政策を推進するのに活用するために、産業財産権統計と指標を調査・分析しなければならない。

②政府は、第 1 項による産業財産権統計と指標の改善のための施策を建てて推進しなければならない。

③特許庁長は、産業財産権統計と指標を調査・分析するために必要であれば、関係中央行政機関の長、地方自治団体の長、企業・教育機関の長及び産業財産権関連機関・団体の長に必要な資料の提出を要請することができる。

④特許庁長は、産業財産権貿易統計に関する調査・分析のために必要であれば企画財政部長官に大統領令で定める資料の提出を要請することができる。この場合、企画財政部長官は「外国為替取引法」第 21 条及び第 22 条にもかかわらず、要求された資料を提供することができる。

⑤第 1 項による調査・分析の対象と方法に必要な事項は、大統領令で定める。

第 21 条 削除

第 22 条 削除

第 23 条(地域知識財産センター) ①地域中小企業と住民の産業財産権に関する認識を高め、産業財産権の創出・保護及び活用を支援するために地域別に地域知識財産センターを置くことができる。

②第 1 項による地域知識財産センター(以下“地域知識財産センター”という)は、次の各号の事業を行う。

1. 産業財産権に関する情報提供及び相談
2. 産業財産権に関する教育及び広報等の認識向上
3. 産業財産権の創出・保護及び活用支援
4. その他産業財産権に関する支援事業

③地域知識財産センターを設立しようとする者は、特許庁長に登録しなければならない。

④第 3 項によって地域知識財産センターに登録しようとする者は、大統領令が定める専門人力および施設を取り揃えなければならない。

⑤地域知識財産センターではない者は、地域知識財産センターの名称を使用することができない。

⑥政府は、予算の範囲で地域知識財産センターを運営するのに必要な経費を支援することができる。

⑦地域知識財産センターは、第 2 項による事業遂行に必要な資金を充当するために収益事業をすることができる。

⑧第 3 項によって地域知識財産センターとして登録した者は、毎事業年度が始まる日の 1ヶ月前までにその事業年度の事業計画書を、事業年度が終わった日から 3ヶ月以内にその事業年度の事業実績書を特許庁長に提出しなければならない。

⑨第 3 項による登録手続き等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

⑩特許庁長は、毎年地域知識財産センターの事業遂行実績と成果等について評価することができる。この場合、評価の方法及び方法等に必要な事項は大統領令で定める。

⑪特許庁長は、第 10 項による事業実績評価の結果、事業実績が不振な地域知識財産センターに対して警告し、第 6 項による支援を中断し、又は縮小することができる。

第 24 条(地域知識財産センターの登録抹消等) ①特許庁長は、地域知識財産センターが次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その登録を抹消し、又は 6 ヶ月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。ただし、第 1 号に該当する場合には、その登録を抹消しなければならない。

1. 偽りやその外の不正な方法で地域知識財産センターの登録をした場合
2. 第 23 条第 2 項による事業を遂行する能力を喪失した場合
3. 第 23 条第 4 項による登録基準に達しなくなった場合
4. 第 23 条第 8 項による事業計画書及び事業実績書を同項による期間以内に提出しなかった場合
5. 最近 3 年以内に二回以上第 23 条第 11 項による警告を受けた場合

②第 1 項の規定による行政処分の細部基準は、その事由と違反の程度を考慮し、大統領令で定める。

第 24 条の 2(中小企業知的財産経営認証等) ①特許庁長は、産業財産権の創出・保護および活用促進における戦略的な経営活動を模範的に遂行している中小企業を対象に、知識財産経営認証(以下「認証」という。)をすることができる。

②認証を受けようとする中小企業は、特許庁長に認証を申請しなければならない。

③特許庁長は、第 2 項の規定による認証申請を受けた場合には、認証を受けようとする中小企業に対する審査をし、認証基準に適合すれば有効期間を定めて認証をしなければならない。

④特許庁長は、認証を受けた中小企業が虚偽やその他の不正な方法で認証を受けた場合には、認証を取消しなければならない。

⑤特許庁長は、認証を受けた中小企業が認証基準に及ばなくなった場合には、認証を取消することができる。

⑥特許庁長は、認証を受けようとする中小企業から認証に関連して必要な費用を受け取ることができる。

⑦認証の手續・費用、認証基準、認証マーク、認証業務運営機関指定、認証の有効期間、その他認証に必要な事項は、大統領令で定める。

第 3 章 発明の権利化の支援

第 25 条(先行技術調査) ①特許庁長は、産業財産権の出願があれば、これを迅速・正確に審査し処理するために関連分野の国内外の先行技術に関して総合的に調査する施策を樹立・施行しなければならない。

②第 1 項による施策には、次の各号の事項が含まれなければならない。

1. 先行技術情報の収集・分析
2. 先行技術に対する外部用役の依頼
3. その他先行技術調査に関して必要な事項

第 26 条(特許管理専担部署の設置) ①特許庁長は、使用者等の特許管理能力を高め国内外の産業財産権紛争に効率的に対処し産業の競争力を確保するのに寄与することができるように、特許管理専担部署の効率的な設置と運営に必要な支援施策を樹立・施行しなければならない。

②第 1 項による施策には、次の各号の事項が含まれなければならない。

1. 特許管理専担部署の設置に関する情報提供

2. 特許管理専担部署要員に対する産業財産権の教育
3. その他特許管理専担部署の設置に関して必要な事項

第 26 条の 2(公益弁理士特許相談センター) ①特許庁長は、社会的弱者に対する特許関連相談等の無料弁理サービスを提供するために、公益弁理士特許相談センター(以下“相談センター”という)を設置する。

②相談センターは、次の各号の業務を遂行する。

1. 産業財産権の出願・審査・登録・審判手続きと関連した相談及び書類作成の支援
2. 「弁理司法」第 2 条によって特許庁または法院に対してしなければならない事項の代理
3. 産業財産権関連紛争調停申請書の検討及び暫定合意勧告案の作成支援
4. 特許紛争経営コンサルティング及び法律諮問
5. 産業財産権関連説明会の開催及び相談
6. その他の産業財産権関連法律サービス支援及び大統領令で定める相談センターの運営目的に符合する業務

③相談センターは、次の各号のいずれか一つに該当する者を支援対象とする。

1. 「国民基礎生活保障法」による医療給与受給権者
2. 「国家有功者等礼遇及び支援に関する法律」第 4 条及び第 5 条による国家有功者とその遺族及び家族
3. 「障害人福祉法」第 32 条第 1 項によって登録された障害者
4. 「小・中等教育法」第 2 条及び「高等教育法」第 2 条による学校の学生(特殊大学院の学生は除く)
5. 「中小企業基本法」第 2 条による小企業
6. その他、相談・支援が特別に必要と大統領令で定める者

④政府は、予算の範囲で相談センターの運営に必要な経費を支援することができる。

⑤特許庁長は、相談センター運営を大統領令で定める産業財産権分野に専門性がある法人や団体に委託することができる。

⑥相談センターの構成、運営、業務範囲及び手続き等に必要な事項は、大統領令で定める。

第 27 条(特許管理費用の支援) ①特許庁長は、大統領令が定めるところに従い個人発明家または従業員等が研究開発した発明の迅速な権利化が促進されることできるように、出願及び登録費用を減らすために必要な措置を取ることができる。

②特許庁長は、「幼児教育法」第 2 条第 2 号による幼稚園、「初・中等教育法」第 2 条及び「高等教育法」第 2 条による学校の学生、「国民基礎生活保障法」による医療給与受給権者及び大統領令が定める一定規模以下の小企業に対して優先的に第 1 項による措置を取ることができる。

第 4 章 発明の事業化促進

第 28 条(発明の評価機関指定等) ①特許庁長は、産業財産権に登録された発明の速やかな事業化が必要であると認められれば、その発明の評価のために関係行政機関の長と協議して国・公立研究機関、政府出捐研究機関、民間研究機関または技術性・事業性評価を専門的に遂行する機関を発明の評価機関(以下“評価機関”という。)に指定することができる。

- ②第1項による評価機関として指定を受けようとする者は、大統領令で定める専門人材 および施設を備えなければならない。
- ③発明を事業化しようとする者は、第1項によって指定された評価機関に対して発明の技術性と事業性に関する評価を要請することができる。
- ④第3項による評価要請を受けた評価機関は、発明を先に分析・評価しその結果を遅滞なく通報しなければならない。
- ⑤特許庁長は、次の各号の事項に関して評価機関の長と協議することができる。
1. 評価対象技術及び評価範囲
 2. 評価機関に対する資金支援及び評価手数料
 3. 評価機関との業務協約
- ⑥第1項及び第2項による指定手続き等に必要な事項は、大統領令で定める。

第29条(評価機関に対する支援) 特許庁長は、次の各号の事業を行う評価機関に対して予算の範囲でその事業に要される費用の全部または一部を支援することができる。

1. 発明評価専門人材の養成
2. 発明評価技法の研究
3. 発明評価関連情報の収集及び提供
4. その他発明評価のために必要な事項として大統領令が定める事項

第30条(評価手数料の支援) 特許庁長は、第28条第3項及び第4項によって評価機関から発明の技術性と事業性の評価を受けた者に対して予算の範囲で評価手数料の全部または一部を支援することができる。

第31条(評価機関の指定取消等) ①特許庁長は、評価機関が第1号に該当すればその指定を取り消さなければならないが、第2号に該当すればその指定を取り消し、または6ヶ月以内の期間を定めて業務の停止を命ずることができる。

1. 偽り若しくはその他不正な方法で評価機関の指定を受けた場合
2. 第28条第2項及び第3項による発明の技術性と事業性に対する評価能力を喪失した場合

②第1項の規定による行政処分の細部基準は、その事由と違反の程度を考慮し、大統領令で定める。

第32条(優秀発明の事業化支援) 特許庁長は、個人発明家または使用者等の発明が第28条第3項によって技術性と事業性が優秀であると認められれば、その発明の資金支援及び購買促進等の事業化を支援することができる。

第32条の2(担保産業財産権の買入れ・活用事業の実施) ①特許庁長は産業財産権を担保として貸出しを受けた中小企業(「中小企業基本法」第2条による中小企業をいう。)及び中堅企業(「中堅企業の成長促進及び競争力強化に関する特別法」第2条第1号による中堅企業をいう。)の債務不履行に金融会社等(「韓国資産管理公社設立等に関する法律」第2条第1号による金融会社等をいう。)が保有することになった産業財産権(以下“担保産業財産権”という。)を買入れして利用する事業(以下“担保産業財産権買入れ・活用事業”という。)を実施することができる。

②第1項により担保産業財産権を買入れる方式・条件等の買入れに必要な事項は大統領令で定める。

第32条の3(担保産業財産権の買入れ・活用事業に必要な資金の造成等) ①特許庁長は担保産業財産権の買入れ・活用事業を実施するために、次の各号のいずれかに該当する機関・団体(以下“専門機関”という。)に出捐することができる。

1. 第 52 条による韓国発明振興会
2. 「産業技術革新促進法」第 38 条による韓国産業技術振興院
3. その他に大統領令で定める機関又は団体

②担保産業財産権の買入れ・活用事業運営のための資金は、次の各号の財源で造成する。

1. 金融会社等の出捐金
2. 政府の出捐金
3. 担保産業財産権の取引を通じた収益金
4. その他に大統領令で定める財源

③専門機関は、担保産業財産権買入れ・活用事業を効率的に推進するために、産業財産権の取引分野に専門性がある機関または団体を専門機関に選定して、次の各号の業務を代行させることができる。この場合、専門機関は、業務遂行に必要な費用の全部または一部を支援することができる。

1. 担保産業財産権の買入れ
2. 買入れた担保産業財産権に対する管理・処分及び実施権許諾等の活用
3. その他に特許庁長が事業運営のために必要であると認める業務

④第 1 項から第 3 項までに規定した事項外に、担保産業財産権の買入れ・活用事業運営に必要な事項は大統領令で定める。

第 33 条 削除

第 34 条(特許技術事業化斡旋センター) ①産業財産権の事業化を促進するための業務を行うために特許技術事業化斡旋センターを置く。

②特許技術事業化斡旋センターは、次の各号の事業を行う。

1. 発明関連技術(以下“特許技術”という)常設市場とインターネット特許技術市場の運営等産業財産権の譲渡または売買の斡旋
2. 産業財産権の実施権又は使用権許諾の斡旋(産業財産権者が特許技術事業化斡旋センターに その権利の実施又は使用を許諾し、特許技術事業化斡旋センターはこれを第 3 者に再び許諾して実施又は使用するようになる場合を含む。この場合、その第 3 者から受け取った使用料は産業財産権者と締結した契約に定めた範囲と手続きによって特許技術事業化センターが産業財産権者に支給しなければならない)
3. 産業財産権の斡旋・評価及び関連情報の収集・分析及び提供
4. 「産業技術革新促進法」第 38 条による韓国産業技術振興院等技術移転関連機関との連携体制構築
5. その他特許技術事業化促進と特許技術斡旋事業の活性化のために必要な事業

③政府は、特許技術事業化斡旋センターの設立・運営または事業遂行に必要な経費の全部または一部を出捐することができる。

④特許技術事業化斡旋センターの構成、機能、運営、政府出捐及びその他必要な事項は、大統領令で定める。

第 35 条(試作品製作の支援) 政府は、第 28 条第 3 項によって技術性と事業性が優秀であると認められた発明の試作品を製作するのに必要な資金の全部または一部を予算の範囲で支援することができる。

第 36 条(産業財産権診断機関の指定等) ①特許庁長は、個人発明家及び使用者等の産業財産権管理能力を高め研究開発の重複投資を防止するために国・公立研究機関、政府出捐研究機関、民間研究機関または産業財産権診断業務を専門的に遂行する機関を産業財産権診断機関に指定することができる。

②第 1 項の規定による産業財産権診断機関として指定を受けようとする者は、大統領令で定める 専門人材および施設を備えなければならない。

③特許庁長は、第 1 項によって指定された産業財産権診断機関が産業財産権診断を実施した場合、診断に支出された費用の全部または一部を予算の範囲で支援することができる。

④第 1 項による指定手続き等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 37 条(産業財産権診断機関の指定取消等) ①特許庁長は、産業財産権診断機関が第 1 号に該当すればその指定を取り消さなければならず、第 2 号に該当すればその指定を取り消し、または 6 ヶ月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

1. 偽り若しくはその他不正な方法で産業財産権診断機関の指定を受けた場合
2. 産業財産権診断機関が産業財産権診断業務を遂行する能力を喪失した場合

②第 1 項の規定による行政処分の細部基準は、その事由と違反の程度を考慮し、大統領令で定める。

第 38 条(各種規格の改正要請) 産業財産権に登録された発明が既存規格と異なって国家、地方自治団体または「公共機関の運営に関する法律」第 4 条による公共機関等の物品購買対象から除かれる場合、特許庁長は当該規格を管理する関係行政機関の長にその発明による製品が購買対象に含まれるように関連規格の改正若しくは補完を要請することができる。

第 39 条(優秀発明品の優先購買) 「調達事業に関する法律」第 2 条第 5 号による需要機関が物品を購入するためには、特許庁長が推薦する中小企業（「中小企業基本法」第 2 条の規定による中小企業をいう。）の優秀発明品を優先購買することができる。

第 39 条の 2(優秀発明品の公報支援) 特許庁長は、次の各号のいずれかに該当する発明品の広報を支援することができる。

1. 第 39 条による中小企業の優秀発明品
2. 大統領令で定める手続に従い、犯罪被害予防、産業安全向上等の公益性が認められる発明品

第 40 条(税制支援) 政府は、「租税特例制限法」で定めるところに従い発明の振興、産業財産権の出願と登録または産業財産権の譲渡及び実施等によって生じる所得若しくは費用に対する税制上の支援をすることができる。

第 4 章の 2 産業財産権サービス業の育成

第 40 条の 2(育成施策の樹立及び施行) ①特許庁長は毎年、産業財産権サービス業を育成するために必要な施策（以下“育成施策”という。）を樹立・施行しなければならない。

②育成施策には次の各号の事項が含まれていなければならない。

1. 産業財産権サービス業を育成するために必要な基盤造成
2. 産業財産権サービス業の競争力強化
3. 産業財産権サービス業の利用促進及び創業支援
4. その他に産業財産権サービス業を育成するために必要な事項

第 40 条の 3(産業財産権サービス業の競争力強化) ①特許庁長は産業財産権サービス業の競争力を強化するために次の各号の業務を行うことができる。

1. 産業財産権サービス業の専門性を高めるための人材の養成
2. 産業財産権サービス業の国際協力及び海外進出促進
3. その他に産業財産権サービス業の競争力を強化するために必要な業務

②特許庁長は専門機関又は団体を指定し、第 1 項の規定による事業を代行させることができる。この場合、その事業に必要な費用の全部又は一部を支援することができる。

③第 2 項の規定による専門機関又は団体を指定するための基準及び手続は大統領令で定める。

④第 2 項の規定による専門機関又は団体の指定取消又は業務停止に関しては、第 9 条の 2 第 4 項及び第 5 項を準用する。

第 40 条の 4(産業財産権サービス業の利用促進及び創業支援) 特許庁長は産業財産権サービス業の利用を促進し、産業財産権サービス業の創業を活性化するために次の各号の業務を行うことができる。

1. 産業財産権サービス業に対する認識を高めるための広報
2. 創業関連情報の提供、相談及び博覧会・展示会等の開催
3. 優秀産業財産権サービス事業者と優秀創業事例選定及び褒賞
4. その他に産業財産権サービス業の利用を促進し、創業を活性化するために必要な業務

第 40 条の 5(産業財産権サービス業に対する実態調査) ①特許庁長は産業財産権サービス業に対する育成施策を効率的に樹立・推進するために、3 年の範囲で産業財産権サービス業に関する実態を調査することができる。

②特許庁長は第 1 項の規定による実態調査のために、産業財産権サービス事業者には人材現況・売上額等、大統領令で定める資料の提出や意見の陳述を要請することができる。この場合、産業財産権サービス事業者は前段の要請事項が「不正競争防止および営業秘密保護に関する法律」第 2 条第 2 号による営業秘密(以下“営業秘密”という。)に該当する等の特別な事由がなければ、これに協力しなければならない。

③第 1 項の規定による実態調査の周期・方法及び項目等は大統領令で定める。

第 40 条の 6(協会の設立・運営等) ①産業財産権サービス事業者は産業財産権サービス業の健全な発展と産業財産権サービス事業者の共同利益を図るため、産業財産権サービス業関連協会(以下“協会”という。)を設立することができる。

②協会は法人とする。

③協会は次の各号の業務を遂行する。

1. 産業財産権サービス業の発展のための制度の研究及び改善建議
2. 産業財産権サービス事業者の現況及び統計の管理

3. 産業財産権サービス業情報の収集・分析及び提供
 4. 特許庁長が産業財産権サービス業育成に関して委託した業務
 5. その他に協会の設立目的を達成するのに必要な業務
- ④協会に関して、この法で規定したことを除いては「民法」中、社団法人に関する規定を準用する。

第40条の7(産業財産権サービス業の専門会社) ①特許庁長は、産業財産権サービス業の利用を促進するために、産業財産権サービス業(第2条第9号ロ目は除く。以下この条にて同じ)を専門的に遂行する会社として人材、施設等の大統領令で定める基準を備える企業を産業財産権サービス業の専門会社(以下、“専門会社”という。)として指定することができる。

②特許庁長は、専門会社が次の各号のいずれかに該当するならばその指定を取り消すことができる。ただし、第1号に該当する場合には、その指定を取り消さなければならない。

1. 虚偽やその他の不正な方法で専門会社の指定を受けた場合
2. 指定された後、2年間の産業財産権サービス業の業務実績がない場合
3. 第1項の規定による指定基準に達しなくなった場合

③政府は、専門会社に対し、必要な支援をすることができる。

④第1項の規定による指定、第2項の規定による指定取消、第3項の規定による政府の支援等に必要な事項は、大統領令で定める。

第5章 産業財産権紛争の調停及び技術共有促進

第41条(産業財産権紛争調停委員会) ①次の各号の事項と関連された紛争(以下“紛争”という)を審議・調停するために産業財産権紛争調停委員会(以下“委員会”という)をおく。

1. 産業財産権(産業財産権出願を含む。)
2. 職務発明
3. 営業秘密
4. 「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第1号による不正競争行為(以下“不正競争行為”という。)

②委員会は、委員長1人を含んだ15人以上40人以下の調停委員(以下“委員”という)で構成する。

③委員会の委員は、次の各号のいずれか一つに該当する者の中で特許庁長が委嘱し、委員長は特許庁長が委員の中から指名する。

1. 特許庁所属公務員として3級の職にあり、または高位公務員団に属する公務員である者
2. 判事または検事の職にある者
3. 弁護士または弁理士の資格がある者
4. 大学で副教授以上の職にある者
5. 「非営利民間団体支援法」第2条による非営利民間団体で推薦した者
6. その他、第1項各号の事項に関する学識と経験が豊富な者

④委員の任期は3年とする。但し、第3項第1号及び第2号に該当する委員の任期は、当該職位に在任する期間と

する。

⑤委員中欠員が生じると、第3項によって補欠委員を委嘱しなければならず、その補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。但し、委員の数が15人以上の場合には補欠委員を委嘱しないことがある。

⑥委員会の業務を支援するために第55条の2第1項による韓国知識財産保護院に事務局を置く。

第41条の2(委員の除斥・忌避・回避) ①委員は、次の各号のいずれか一つに該当する場合には該当の紛争調停請求事件(以下この条で“事件”という)の審議・調停から除斥される。

1. 委員またはその配偶者や配偶者だった者が該当事件の当事者になる、又は該当事件に関して共同権利者または義務者の関係にある場合

2. 委員が該当事件の当事者と親族関係にある、又はあった場合

3. 委員が該当事件に関して審査・審判及び裁判に直接関与した場合

4. 委員が該当事件に関して当事者の証人、鑑定人または代理人として関与する、又は関与した場合

5. 委員が該当事件に関して直接利害関係を有する場合

②紛争当事者は、委員に審議・調停の公正を期待するのが難しい事情がある場合には、委員会に忌避申請をすることができる。この場合、委員会は忌避申請が妥当であると認めるときには該当委員に対して忌避の決定をしなければならない。

③委員が第1項または第2項の事由に該当する場合は、自らその事件の審議・調停を回避することができる。

第41条の3(委員の解嘱) 特許庁長は委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、該当委員を解嘱することができる。

1. 心身障害により職務を遂行できなくなった場合

2. 職務に関連した非違事実がある場合

3. 職務怠慢、品位損傷、その他の事由により委員に適合しないと認められる場合

4. 第41条の2第1項各号のいずれかに該当するにもかかわらず、回避しない場合

5. その他に該当職務の遂行が難しいと認められる場合

第42条(調停部) 産業財産権紛争調停委員会は、紛争調停業務を効率的に遂行するために産業財産権紛争調停委員会に3人以内の委員で構成された調停部を置くが、調停部の委員中1人は弁護士または弁理士の資格がある者ではなければならない。

第43条(調停の申請等) ①紛争の調停を受けようとする者は、申請主旨と原因を記した調停申請書を委員会に提出して調停を申請することができる。

②第1項による紛争の調停は、第42条による調停部が行う。

③委員会は、調停申請がある日から3ヶ月以内に調停をしなければならない。但し、相当な事由があると認められる場合には、1ヶ月単位で3回に限定して調整期間を延長することができ、この場合、延長期間及び事由を事件の当事者に通知しなければならない。

④第3項による期間が経過した場合には、調停が成立されなかったものとみなす。

⑤調整が申請された場合、被申請人は調整に誠実に従わなければならない。

第 43 条の 2(調停申請をすることができる者) ①第 43 条第 1 項によって紛争の調停を申請することができる者は、次の各号のいずれか一つに該当する者に限定する。ただし、国内に住所または営業所を持たない者の場合は、国内に住所または営業所を置いた代理人を通じてのみ申請することができる。

1. 産業財産権の出願人
2. 権利者
3. 実施権者
4. 使用権者
5. 職務発明者
6. 営業秘密を保有する者
7. 不正競争行為の紛争当事者
8. その他、該当権利の実施、職務発明、営業秘密または不正競争行為と直接的な利害関係がある者

②第 1 項に該当する者のうち未成年者、被成年後見人、被限定後見人は、法定代理人によってのみ調停を申請することができる。

第 44 条(調停申請の対象から除かれる事項) 紛争中で産業財産権の無効及び取消可否、権利範囲の確認等に関する判断のみを要請する事項は、調停申請の対象になれない。

第 45 条(出席の要求) ①委員会は、紛争の調停のために必要であれば当事者、その代理人または利害関係人の出席を要求することができる。

②調停当事者が正当な事由なしに第 1 項による出席の要求に 2 回にわたって従わない場合には、調停が成立されなかったものとみなす。

第 45 条の 2(事実調査等) 委員会は、該当の紛争調整事項に関する事実を確認するために必要な場合、調査をしたり紛争当事者に対し関連資料の提出を要求することができる。

第 46 条(調停の成立等) ①調停は、当事者間に合意された事項を調書に記載することで成立される。

②第 1 項による調書は、裁判上和解と同一な効力がある。但し、当事者が任意で処分することができない事項に関することは、この限りでない。

第 46 条の 2(調停の拒否及び中止) ①委員会は、次の各号のいずれか一つに該当する場合は調停を拒否し、又は中止することができる。

1. 紛争当事者の一方が調停を拒否した場合
2. 紛争当事者のうち一方が法院に訴を提起し、又は調停の申請がある後に法院に訴を提起した場合
3. 申請の内容が関係法令または客観的な資料によって明白に認められる等、調停をする実益がないものとして大統領令で定める場合

②委員会は、第 1 項による調停拒否または中止の事由が発生する場合には、その事由を書面で紛争当事者に知らせなければならない。

第 47 条(消滅時効の中断等) ①調停申請は、時効中断の効力がある。

②調停が不成立された場合には、その不成立が確定された日から1ヶ月以内に訴を提起しなければ時効中断の効力がない。

第 48 条(委員会の構成等) 委員会および第 42 条による調整部の構成・運営と紛争の調停方法・調停手続き及び調停業務の処理等に必要な事項は、大統領令で定める。

第 49 条(経費の補助) 国家は、予算の範囲で委員会を運営するのに必要な経費を支援することができる。

第 49 条の 2(秘密漏洩の禁止) 委員会の委員または委員であった者は、その職務上知りえた秘密を漏洩してはならない。

第 50 条 (産業財産権の共有及び相互使用促進) ①特許庁長は、使用者等が他の使用者等と産業財産権の共有または共同使用協約を締結して各自保有している産業財産権に対する共同所有または通常実施権の相互許与(以下“産業財産権の共有及び相互使用”という)を促進するために必要な支援施策を樹立・施行しなければならない。

②第 1 項による支援施策には、次の各号の事項が含まなければならない。

1. 産業財産権の共有及び相互使用に対する国内外情報提供
2. 産業財産権の共有及び相互使用促進のための説明会開催
3. その他産業財産権の共有及び相互使用の促進に必要な事項

③特許庁長は、第 1 項によって産業財産権の共有及び相互使用協約を締結した使用者等が産業財産権の共有及び相互使用対象技術分野に対する共同技術を開発するとき、それに伴う費用を第 55 条による基金、「産業技術革新促進法」第 11 条第 2 項による産業技術開発事業のための資金、「中小企業振興に関する法律」第 63 条による中小ベンチャー企業創業及び振興基金等で優先的に支援するように産業通商資源部長官または第 52 条による韓国発明振興会会長に要請することができる。

第 50 条の 2(産業財産権の保護) ①政府は産業の技術競争力を高めて公正な取引秩序を確立するために大統領令で定めるところによって産業財産権保護事業をすることができる。

②特許庁長は専門機関又は団体を指定し、第 1 項の規定による事業を代行させることができる。この場合、その事業に必要な費用の全部又は一部を支援することができる。

③第 2 項の規定による専門機関又は団体を指定するための基準及び手続は大統領令で定める。

④第 2 項の規定による専門機関又は団体の指定取消又は業務停止に関しては、第 9 条の 2 第 4 項及び第 5 項を準用する。

第 50 条の 3(海外産業財産権センター) ①海外で輸出企業の産業財産権確保、活用及び保護等を支援するために海外産業財産権センターを置くことができる。

② 第 1 項による海外産業財産権センター(以下この組で“海外産業財産権センター”という)と言う次の各号の事業をする。

1. 海外で輸出企業の産業財産権出願、登録及び活用支援
2. 海外で輸出企業等の産業財産権紛争対応支援
3. 海外で輸出企業の営業秘密保護支援

4. 海外産業財産権の保護に関する情報の共有及び拡散
 5. 産業財産権の出願・登録等の支援のための関連海外資料の収集
 6. 海外で産業財産権保護のための協力ネットワーク構築
 7. 海外産業財産権保護関連制度・統計・需要の調査及び広報
 8. その他に輸出企業の海外産業財産権確保・活用及び保護等のために必要な事項
- ③政府は、予算の範囲で海外産業財産権センターを運営する者に事業遂行に必要な資金を支援することができる。
- ④海外産業財産権センターの収益事業に関しては、第 20 条の 3 第 4 項を準用する。

第 50 条の 4(知識財産権関連共済事業の管理・運営) 特許庁長は、産業財産権の国際出願費用、国内外の知識財産権関連訴訟費用等の知識財産権関連費用負担による財政的なリスクを分散・緩和するために「中小企業基本法」第 2 条による中小企業および「中堅企業成長促進および競争力強化に関する特別法」第 2 条第 1 号による中堅企業を対象に、共済事業(以下“特許共済事業”という。)を管理・運営することができる。

第 50 条の 5(特許共済事業の委託および資金の造成等) ①特許庁長は特許共済事業を効率的に運営するために、次の各号の機関または団体に事業運営を委託することができる。

1. 「中小企業協同組合法」による中小企業中央会
 2. その他に大統領令で定める機関または団体
- ②特許共済事業運営のための資金は、次の各号の財源で造成する。

1. 加入者が納める共済賦金
 2. 企業、知識財産関連機関・団体、その他の者の出捐金
 3. 初期運営費充当のための政府の出捐金または補助金
 4. その他に大統領令で定める財源
- ③第 1 項および第 2 項で規定した事項外に特許共済事業運営に必要な事項は、大統領令で定める。

第 51 条(韓国知識財産研究院) ①政府は知識財産権に関連された国内外紛争に対する効率的な対応方案を立て国内外の知識財産権の動向分析と新知識財産権分野に対する研究を行うために韓国知識財産研究院(以下“研究院”という)を設立する。

- ②研究院は法人とする。
- ③研究院は、その主たる事務所の所在地にて設立登記をすることにより成立する。
- ④研究院は、定款で定めるところにより次の各号の業務をする。
1. 国内外の知識財産に関する調査及び研究
 2. 国内外の知識財産に関連する国際協力及び交流
 3. 国内外の知識財産に関連する認識鼓吹、情報収集、知識財産専門図書館運営等のための事業
 4. 政府・国内外の公共機関及び民間団体や企業等から研究用役の受託又はこれらとの共同研究
 5. 知識財産及び知識財産権関連政策諮問及び建議
 6. その他に第 1 号から第 5 号までの事業による付帯事業及び政府が第 1 項の設立目的に応えると認める事業
- ⑤政府は、第 1 項による研究院に対して必要な支援施策を樹立・施行しなければならない。
- ⑥第 5 項による施策には、次の事項が含まれなければならない。

1. 事業費及び運営費の補助
 2. 知識財産研究のための公務員の派遣
 3. その他知識財産研究のために必要な事項
- ⑦研究院に対し、この法で定めたことを除いては「民法」中、財団法人に関する規定を準用する。
- ⑧特許庁長は研究院の業務を指導・監督する。

第6章 韓国発明振興会

第52条(韓国発明振興会の設立) ①発明振興事業を体系的・効率的に推進し発明家の利益増進を図ることができる事業を行うために韓国発明振興会を設立する。

- ②韓国発明振興会は、法人とする。
- ③韓国発明振興会は、その主な事業所の所在地に設立登記をすることで成立する。
- ④韓国発明振興会は、定款が決めるところに従い国内外の必要な所に支部を置くことができる。
- ⑤韓国発明振興会ではない者は、韓国発明振興会の名称を使用することができない。
- ⑥韓国発明振興会に関してこの法に規定したことを除いては「民法」中財団法人に関する規定を準用する。

第53条(事業) ①韓国発明振興会は、次の各号の事業を行う。

1. 発明振興に対する調査・研究及び情報化
 2. 産業財産権技術情報資料の収集・分析及び普及
 3. 産業財産権関連人材養成及び教育施設の運営
 4. 発明教育・研究及び発明教員の育成
 5. 発明振興のための展示・行事及び国際交流・協力
 6. 地域知識財産センターを通じた産業財産権の創出・保護・活用に対する支援
 7. 特許技術の評価及び事業化促進
 8. 特許庁長が発明の振興に関して委託した事業
 9. その他に定款で定める事業
- ②韓国発明振興会は、第1項による事業遂行に必要な財源を調達するために収益事業をすることができる。
- ③政府は、発明振興のために予算の範囲で韓国発明振興会に対して事業費と運営に必要な経費を支援することができる。

第54条(指導・監督) 特許庁長は、韓国発明振興会の業務を指導・監督する。

第55条(基金の造成等) ①韓国発明振興会は、この法による発明振興のための事業の効率的な支援のために基金(以下“基金”という)を造成・運用することができる。

- ②基金は、次の各号の財源で造成する。
1. 第53条第2項による収益事業で発生された収益金
 2. 使用者等の出捐金または寄附金
 3. 借入金

4. 基金運用収益金
 5. その他大統領令で定める収入金
- ③基金は、次の各号の事業に使用する。
1. 発明奨励行事等発明活動の促進
 2. 優秀発明試作品の製作支援
 3. 発明の技術性及び事業性の評価支援
 4. 発明の譲渡、実施許与と創業資金支援等の事業化支援
 5. 職務発明制度の活用促進
 6. 国内外出願及び登録の奨励
 7. 学生発明の奨励
 8. 産業財産権情報の調査・分析
 9. 産業財産権制度調査及び研究開発
 10. 学生、零細発明家に対する無料弁理に関する支援
 11. 産業財産権の事業化資金支援時の信用保証に関する支援
 12. その他韓国発明振興会会長が発明振興のために必要であると認める事業

第 6 章の 2 韓国知識財産保護院

第 55 条の 2(韓国知識財産保護院の設立) ①知識財産保護に関する支援事業をするために韓国知識財産保護院（以下“保護院”という。）を設立する。

- ②保護院は法人とする。
- ③保護院はその主たる事務所の所在地にて設立登記をすることで成立する。
- ④保護院でない者は韓国知識財産保護院の名称を使用することができない。
- ⑤保護院に関して、この法に規定したこと外には「民法」のうち財団法人に関する規定を準用する。

第 55 条の 3(保護院の業務等) ①保護院は次の各号の業務をする。ただし、「著作権法」第 122 条の 5 第 1 号から第 6 号までの規定による韓国著作権保護院の業務は除く。

1. 国内外の知識財産保護に関する調査・研究
 2. 国内外の知識財産保護に関連する基盤造成および教育・広報
 3. 国内外の知識財産保護のための国際協力
 4. 国内外の知識財産保護のための紛争予防および対応支援
 5. 「司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」第 5 条第 38 号による不正競争行為、商標権および専用使用権侵害に関する取り締まり事務支援
 6. 委員会の業務支援
 7. 特許庁長が国内外の知識財産保護のために委託する業務
 8. その他に保護院の設立目的の達成に必要な業務として大統領令で定める業務
- ②保護院は第 1 項による業務遂行に必要な財源を調達するために大統領令で定める収益事業をすることができる。

③政府は予算の範囲で保護院に対し事業費と運営に必要な経費を支援することができる。

第 55 条の 4(保護院に対する指導・監督) 特許庁長は保護院の業務を指導・監督する。

第 6 章の 3 韓国特許戦略開発院

第 55 条の 5(韓国特許戦略開発院の設立) ①中央行政機関、地方自治団体、「知識財産基本法」第 3 条第 4 号による公共研究機関等の産業財産戦略樹立および効率的な研究開発遂行に関する支援事業のために韓国特許戦略開発院(以下“戦略院”という。)を設立する。

②戦略院は法人とする。

③戦略院はその主たる事務所の所在地にて設立登記をすることで成立する。

④戦略院でない者は韓国特許戦略開発院の名称を使用することができない。

⑤戦略院に関して、この法に規定したこと外には「民法」のうち財団法人に関する規定を準用する。

第 55 条の 6(戦略院の事業) ①戦略院は次の各号の事業をする。

1. 特許調査・分析支援

2. 研究企画段階での特許動向調査支援

3. 研究開発過程での特許創出戦略支援

4. 標準特許創出のための支援

5. 国家研究開発特許成果の調査・分析および管理

6. 産業財産連携研究開発戦略関連政策開発、実態調査および成果分析

7. その他に関係中央行政機関の長が委託する機関固有事業

②戦略院は第 1 項による事業遂行に必要な財源を調達するために大統領令で定める収益事業をすることができる。

③政府は予算の範囲で戦略院に対し事業費と運営に必要な経費を支援することができる。

第 55 条の 7(戦略院に対する指導・監督) 特許庁長は戦略院の業務を指導・監督する。

第 7 章 補則

第 56 条(権限の委任等) ①特許庁長はこの法の規定による権限の一部を大統領令で定めるところにより、特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事又は特別自治道知事に委任することができる。

②特許庁長はこの法の規定による業務の一部を大統領令で定めるところにより、情報化専門機関、協会、韓国発明振興会、保護院、戦略院、発明機関の長(職務発明をした当時の公務員等が所属する機関の長をいう。),「弁理士法」第 9 条の規定による大韓弁理士会又は「技術の移転及び事業化促進に関する法律」第 10 条の規定により指定された技術取引機関に委託することができる。

第 57 条(聴聞) 特許庁長は、次の各号のいずれか一つに該当する処分をするためには、聴聞を実施しなければならない。

1. 第 9 条の 2 第 4 項、第 40 条の 3 第 4 項及び第 50 条の 2 第 4 項の規定による専門機関又は団体の指定取消又は業務停止
2. 第 20 条の 3 第 3 項の規定による情報化専門機関の指定取消又は業務停止
3. 第 24 条第 1 項の規定による地域知識財産センターの登録抹消又は業務停止
4. 第 31 条第 1 項の規定による評価機関の指定取消又は業務停止
5. 第 37 条第 1 項の規定による産業財産権診断機関の指定取消又は業務停止

第 57 条の 2(規制の見直し) 特許庁長は、次の各号の事項について、次の各号の基準日を基準として 3 年ごと(毎 3 年になる年の基準日と同じ日前までをいう。)、その妥当性を検討して改善等の措置を講じなければならない。

1. 第 23 条の規定による地域知識財産センターの登録基準および申請手続き:2015 年 1 月 1 日
2. 第 24 条の規定による地域知識財産センターに対する行政処分基準:2015 年 1 月 1 日
3. 第 28 条の規定による評価機関の指定基準:2015 年 1 月 1 日
4. 第 31 条の規定による評価機関に対する行政処分基準:2015 年 1 月 1 日
5. 第 36 条の規定による産業財産権診断機関の指定基準:2015 年 1 月 1 日
6. 第 37 条の規定による産業財産権診断機関に対する行政処分基準:2015 年 1 月 1 日
7. 第 50 条の 2 の規定による専門機関又は団体の指定基準および専門機関又は団体に対する行政処分基準:2015 年 1 月 1 日
8. 第 60 条第 1 項第 4 号の規定による過怠料賦課処分:2015 年 1 月 1 日

第 8 章 罰則

第 58 条(罰則) ①第 19 条に違反して不正な利益を得、または使用者等に損害を加える目的で職務発明の内容を公開した者に対しては、3 年以下の懲役または 3 千万ウォン以下の罰金に処する。

②第 1 項の罪は、使用者等の告訴があつてこそ公訴を提起することができる。

第 59 条(罰則適用における公務員擬制) ①委員会の委員として公務員ではない者、情報化専門機関、特許技術事業化斡旋センター、**韓国発明振興会**、**保護院**および**戦略院**の役職員は「刑法」とその他の法律による罰則を適用するときには公務員とみなす。

②特許庁長が、この法に基づいて業務を委託した機関(情報化専門機関、**特許技術事業化斡旋センター**、**韓国発明振興会**、**保護院**及び**戦略院**は除く。)の役職員(委託を受けた業務に従事する役職員に限定する。)は「刑法」第 129 条から第 132 条までの規定を適用するときには公務員とみなす。

第 60 条(過怠料) ①次の各号のいずれか一つに該当する者には、1 千万ウォン以下の過怠料に処する。

1. 第 18 条第 3 項に違反して審議委員会を構成していない、または審議するようしていない者
2. 第 19 条第 2 項に違反して諮問委員として審議委員会に参加し、職務上知り得た職務発明に関する内容を他の者

に漏洩した者

3. 削除

4. 第 23 条第 3 項による登録をせずに同条第 5 項に違反して地域知識財産センターの名称を使用した者

5. 第 52 条第 5 項の規定に違反して韓国発明振興会の名称を使用した者

6. 第 55 条の 2 第 4 項に違反して韓国知識財産保護院の名称を使用した者

7. 第 55 条の 5 第 4 項に違反して韓国特許戦略開発院の名称を使用した者

②第 1 項による過怠料は、大統領令で定めるところに従い特許庁長が賦課・徴収する。

③削除

④削除

⑤削除

付 則 <第 8601 号,2007.08.03>

この法は、公布した日から施行する。

付 則(政府組織法)<第 8852 号、2008.2.29>

第 1 条(施行日) この法は公布した日から施行する。但し、…<省略>…、付則第 6 条により改正される法律のうち、この法の施行前に公布されたが施行日が到来していない法律を改正した部分は、各々該当法律の施行日より施行する。

第 2 条から第 5 条まで 省略

第 6 条(他の法律の改正) ①から<742>まで 省略

<743>発明振興法の一部を下記の通り改正する。

第 33 条第 1 項のうち“産業資源部”を“知識經濟部”にする。

第 33 条第 4 項各号外の部分のうち“産業資源部次官”を“知識經濟部次官”にする。

第 33 条第 4 項第 2 号及び第 50 条第 3 項のうち“産業資源部長官”を各々“知識經濟部長官”にする。

<744>から<760>まで 省略

第 7 条 省略

付 則(産業技術革新促進法)<第 9369 号、2009.1.30>

第 1 条(施行日) この法は公布後 3 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条から第 7 条まで 省略

第 8 条(他の法律の改正) ①及び② 省略

③発明振興法の一部を次の通り改正する。

第 34 条第 2 項第 4 号を次の通りにする。

4.「産業技術革新促進法」第 38 条による韓国産業技術振興院等技術移転関連機関との連携体制構築

④及び⑤ 省略

第9条 省略

付 則(国有財産法)〈第9401号、2009.1.30〉

第1条(施行日) この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。〈但し書 省略〉

第2条から第9条まで 省略

第10条(他の法律の改正) ①から<31>まで 省略

<32>発明振興法の一部を次の通り改正する。

第10条第4項中「国有財産法」第6条を「国有財産法」第8条にする。

<33>から<86>まで 省略

第11条 省略

付 則(〈第9509号、2009.03.18〉)

この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

付 則(〈第9685号、2009.5.21〉(中小企業製品購買促進及び販路支援に関する法律))

第1条(施行日) この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条から第6条まで 省略

第7条(他の法律の改正) ①から⑦まで 省略

⑧発明振興法の一部を次のように改正する。

第50条第3項中「中小企業振興及び製品購買促進に関する法律」を「中小企業振興に関する法律」にする。

⑨から<37>まで 省略

第8条 省略

付 則(〈第9986号、2010.1.27〉)

この法は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

付 則(〈第10357号、2010.6.8〉)

①(施行日) この法は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

②(調停の拒否及び中止に関する適用例) 第46条の2の改正規定は、この法の施行後最初に委員会に申請した調停より適用する。

付 則(〈法律第10465号、2011.3.29〉(個人情報保護法))

第1条(施行日) この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。〈ただし書省略〉

第2条から第5条まで 省略

第 6 条(他の法律の改正) ①から③まで 省略

④発明振興法の一部を次のように改正する。

第 20 条の 2 第 1 項中“「公共機関の個人情報保護に関する法律」”を“「個人情報保護法」”にする。

⑤から⑭まで 省略

第 7 条 省略

付 則<法律第 10489 号、2011.3.30>

この法は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

付 則<法律第 11661 号、2013.3.22>

第 1 条(施行日) この法は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条(研究院の設立等に関する経過措置) この法施行前に従前の「民法」に基づいて設立された財団法人韓国知識財産研究院は第 51 条の改正規定により設立された研究院とみなす。

付 則<法律第 11690 号、2013.3.23>(政府組織法)

第 1 条(施行日) ①この法は、公布した日から施行する。

②省略

第 2 条から第 5 条まで省略

第 6 条(他の法律の改正) ①から<455>まで省略

<456>発明振興法の一部を次のように改正する。

第 50 条第 3 項中“知識経済部長官”を“産業通商資源部長官”とする。

<457>から<710>まで省略

第 7 条 省略

付 則<法律第 11960 号、2013.7.30>

第 1 条(施行日) この法は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。ただし、第 43 条の 2 第 2 項の改正規定と付則第 6 条は公布した日から施行する。

第 2 条(聴聞に関する適用例) 第 57 条の改正規定はこの法施行後の業務停止処分に対する事前通知をするものから適用する。

第 3 条(産業財産権情報産業等に関する経過措置) ①この法施行当時の産業財産権情報産業は第 2 条第 9 号イ首の改正規定による産業財産権情報サービス業とみなす。

②この法施行当時「民法」第 32 条の規定により、特許庁長から設立許可を受けた産業財産権情報産業関連協会は第 40 条の 6 の改正規定による協会とみなす。

第 4 条(発明教室に関する経過措置) この法施行当時従前の規定により、設置・運営中の発明教室は第 9 条第 1 項の改正規定による発明教育センターとみなす。

第 5 条(使用者等の通常実施権に関する経過措置) この法施行当時従前の規定により、「中小企業基本法」第 2 条の

規定による、中小企業でない企業の使用者等が従業員等の職務発明に対する特許権等に対して通常実施権を持っている場合には、第 10 条第 1 項の改正規定に基づき、通常実施権を持つようにされたものとみなす。

第 6 条(禁治産者等に対する経過措置) 第 43 条の 2 第 2 項の改正規定による被成年後見人及び被限定後見人には、法律第 10429 号民法の一部改正法律付則第 2 条の規定により禁治産又は限定治産宣告の効力が維持されている者を含んでいるものとみなす。

付 則<法律第 13309 号、2015.5.18>

第 1 条(施行日) この法は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条(産業財産権情報化専門機関の指定に関する経過措置) この法施行当時従前の第 20 条の 3 の規定により指定された専門機関又は団体及び第 21 条の規定により登録された特許技術情報センターは、第 20 条の 3 の改正規定により指定された産業財産権情報化専門機関とみなす。

第 3 条(過怠料に関する経過措置) この法施行前の行為に対する過怠料を適用するときには、従前の規定に従う。

付 則<法律第 13817 号、2016.1.27>(調達事業に関する法律)

第 1 条(施行日) この法は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条 省略

第 3 条(他の法律の改正) 発明振興法の一部を次のように改正する。

第 39 条中“「調達事業に関する法律」第 2 条第 4 号の規定による需要機関”を“「調達事業に関する法律」第 2 条第 5 号の規定による需要機関”とする。

付 則<法律第 13842 号、2016.1.27>

この法は、公布後 3 ヶ月が経過した日から施行する。

付 則<法律第 14370 号、2016.12.2>

この法は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

付 則<法律第 14590 号、2017.3.14>(発明教育の活性化及び支援に関する法律)

第 1 条(施行日) この法は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条 省略

第 3 条(他の法律の改正) 発明振興法の一部を次のように改正する。

第 7 条及び第 9 条を各々削除する。

第 27 条第 2 項中“各級学校”を“「幼児教育法」第 2 条第 2 号による幼稚園、「初・中等教育法」第 2 条及び「高等教育法」第 2 条による学校”とする。

付 則<法律第 14687 号、2017.3.21>

この法は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

付 則<法律第 15091 号、2017.11.28>

この法は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

付 則<法律第 16172 号、2018.12.31>(中小企業振興に関する法律)

第 1 条(施行日) この法は、公布後 3 ヶ月が経過した日から施行する。〈ただし書省略〉

第 2 条及び第 3 条 省略

第 4 条(他の法律の改正) ①から⑤まで省略

⑥発明振興法の一部を次のように改正する。

第 50 条第 3 項のうち“中小企業創業及び振興基金”を“中小ベンチャー企業創業と振興基金”とする。

⑦から⑳まで 省略

第 5 条 省略

付 則<法律第 16361 号、2019.4.23>

この法は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

付 則<法律第 16652 号、2019.11.26>(韓国資産管理公社設立等に関する法律)

第 1 条(施行日) この法は公布した日から施行する。

第 2 条(他の法律の改正) ①から⑮まで省略

⑯発明振興法の一部を次のように改正する。

第 32 条の 2 第 1 項のうち“金融会社の不良資産等の効率的処理及び韓国資産管理公社の設立に関する法律”を“「韓国資産管理公社設立等に関する法律」”とする。

⑰から⑳まで省略

第 3 条 省略

付 則<法律第 16938 号、2020.2.4>

第 1 条(施行日) この法は公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条(韓国知識財産保護院の設立に関する経過措置) ①この法施行当時「民法」第 32 条により設立された財団法人韓国知識財産保護院が、その地位の承継に関して理事会の議決を経て特許庁長の認可を受け設立登記をした場合には、第 55 条の 2 により設立された保護院とみなす。この場合、財団法人韓国知識財産保護院は「民法」のうち法人の解散および清算に関する規定にもかかわらず解散されたものとみなす。

②財団法人韓国知識財産保護院の財産と権利・義務は保護院の財産と権利・義務とみなし、その財産と権利・義務に関する登記簿とその他の公簿に表示された財団法人韓国知識財産保護院の名義は保護院の名義とみなす。

③保護院の財産とみなす財産の価額は、第 1 項による設立登記日の前日の帳簿価額とする。

④この法施行前に財団法人韓国知識財産保護院が行った行為は保護院が行った行為とし、財団法人韓国知識財産

保護院に対して行った行為は、保護院に対して行った行為とみなす。

⑤この法施行当時の財団法人韓国知識財産保護院の役職員は保護院の役職員に選任または任命されたものとみなす。この場合、役員の任期は財団法人韓国知識財産保護院の定款による任期の残りの期間とする。

⑥この法施行当時の財団法人韓国知識財産保護院に対して企画財政部長官が「公共機関の運営に関する法律」により、公共機関に指定したことは保護院に対して指定したものとみなす。

第3条(韓国特許戦略開発院の設立に関する経過措置) ①この法施行当時「民法」第32条により設立された財団法人韓国特許戦略開発院がその地位の承継に関して理事会の議決を経て、特許庁長の認可を受け設立登記をした場合には第55条の5により設立された戦略院とみなす。この場合、財団法人韓国特許戦略開発院は「民法」のうち法人の解散及び清算に関する規定にもかかわらず、解散されたものとみなす。

②財団法人韓国特許戦略開発院の財産と権利・義務は戦略院の財産と権利・義務とみなし、その財産と権利・義務に関する登記簿とその他の公簿に表示された財団法人韓国特許戦略開発院の名義は戦略院の名義とみなす。

③戦略院の財産とみなす財産の価額は、第1項による設立登記日の前日の帳簿価額とする。

④この法施行前に財団法人韓国特許戦略開発院が行った行為は戦略院が行った行為とし、財団法人韓国特許戦略開発院に対して行った行為は、戦略院に対して行った行為とみなす。

⑤この法施行当時の財団法人韓国特許戦略開発院の役職員は戦略院の役職員に選任または任命されたものとみなす。この場合、役員の任期は財団法人韓国特許戦略開発院の定款による任期の残りの期間とする。

⑥この法施行当時の財団法人韓国特許戦略開発院に対して企画財政部長官が「公共機関の運営に関する法律」により、公共機関に指定したことは戦略院に対して指定したものとみなす。

付 則<法律第 17527 号、2020.10.20>

この法は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

付 則<法律第 18094 号、2021.04.20>

この法は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。